

くらし 旧姓(旧氏)を住民票やマイナンバーカードに併記できます

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP1
旧姓が記載された
戸籍簿本などを用意しましょう

※コンビニのマルチコピー機から発行できます。発行できるのは戸籍簿本などのコンビニ交付に対応している市区町村のみです。詳しくは「コンビニ交付」のHP (<https://www.lg-waps.go.jp>) をご覧ください。

入手法は3種類!
①本籍地の市区町村に請求
②郵送で取り寄せる
③コンビニで発行(※)

用意が
できたら
提出しよう!

STEP2
用意した戸籍簿本などと一緒に
マイナンバーカード(通知カード)を
持って、市民課・各支所へ手続き
に来てください

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます。旧氏とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

開始日 11月5日(火)から

こんなときに役立ちます

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われている場合、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。

くらし 税務署からのお知らせ ▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2191
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

年末調整、軽減税率制度の説明会を開催します

日時の記載から決算処理、申告書作成まで一連の流れを解説します。

日時	11月7日(木)、28日(木)、12月4日(水)、10日(火)
時間	午後1時30分～2時30分
場所	観音寺税務署

事業者向け軽減税率制度説明会を開催します


日々の記帳から決算処理、申告書作成まで一連の流れを解説します。

日時	11月19日(火)
午後部	11時30分～12時30分 軽減税率制度説明会
午前部	9時30分～11時30分 年末調整説明会

場所持ち物 年末調整関係書類(事前に送付)

場所持ち物 観音寺税務署

説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



▲国税庁HP

くらし 市税以外の未収金の回収業務を債権回収会社に委託します ▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

行政サービスには、市民に広く提供するものと、特別の需要を必要とする人を対象に行うものがあります。

住民税や固定資産税などの市税は、市民に広くサービスを提供するためのものであり、市政運営に欠くことができない基礎的財源です。税収は、戸籍や住民票の管理証明業務、家庭ごみの収集処分、市道、学校などの公共施設の整備に使われることで、市民の日常生活や経済活動を支えています。広く公平に負担いただくために、滞納者の財産を差し押えるなどの方法により市の税収の確保を図っています。

一方、介護保険給付、乳幼児保育、集落排水処理施設や市営住宅の利用の提供などの費用の一部は、利用者の負担金で賄われており、これらのサービスを維持していくための貴重な財源です。

そこで、11月から、市税との均衡性、負担の公平性、行政サービスの維持を目的に、市税以外の市の債権回収および収納を次の会社に委託し、未収金の回収強化に取り組みます。なお、受託業者は法務大臣の許可を受けており、身分証を携帯しています。

委託先の債権回収会社
ニッテレ債権回収株式会社
委託開始時期 11月1日から

お知らせ 令和元年10月開始 3歳から5歳までの子どもたちの給食費が無償になりました

▶問い合わせ 保育幼稚園課 ☎73-3036

市独自の事業として、幼稚園、保育所などを利用する市内の3歳から5歳までの子どもたちの給食費(主食費・副食費)が無償になりました。

※無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

※国の無償化の対象は、年収360万円未満相当世帯の子どものうちと第3子以降の子どものための副食費(おかず・おやつなど)のみです。

区分	内容	9月まで	10月から
公立幼稚園	給食費(主食費・副食費)	3,300円	無償
公立保育所	主食費(ごはん・パン・めんなど)	650円	
	副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	4,500円 ※保育料に含まれていました	

※私立幼稚園・保育施設などを利用している子どもたちは、月額上限額を設けて無償となりませんでした。


主食費 月額上限…1,000円
副食費 月額上限…4,500円

お知らせ 福祉タクシー券交付の登録はお済みですか? ▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

対象者が変更になりました

4月1日現在、市内に引き続き1年以上住所を有する70歳以上の人で、運転免許証を持っていない人に、福祉タクシー利用券を交付しています。

事前に登録が必要ですので、交付を希望し、今年度まだ交付を受けていない人は、福祉課または各支所にある登録申請書を提出してください。



お知らせ 令和2年 三豊市成人式 ▶問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

日時 令和2年1月12日(日) 午後2時開式

受付 は午後1時30分から

対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人

市内に住所がある人には、11月中に案内がきを送付します。市外在住で参加を希望する人は、生涯学習課までご連絡ください。




くらし 農地を転用するためには手続きが必要です ▶問い合わせ 農業委員会事務局 ☎73-3046

農地転用許可制度は、農地と農地以外の土地(住宅、店舗、資材置場、駐車場、太陽光発電施設など)の土地需要の調整を図り、秩序ある土地利用と食料の安定供給を目的に定められています。自己所有の農地であっても、許可が必要ですのでご注意ください。

農地転用の許可申請の手続きは農業委員会事務局で行われます。まずはご相談ください。

健康 40～57歳の男性の皆さん 風しんの抗体検査と予防接種が受けられます ▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

予防接種法の規定により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性は、風しんの抗体検査および予防接種が無料で受けられます。

今年度は、対象者のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性にクーポン券を送付しています。昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性でクーポン券の発行を希望する人やクーポン券の紛失などで再発行を希望する人は、健康課までご連絡ください。

